

米国の再輸出管理

米国の再輸出管理制度では、日本からの輸出であっても、①米国原産品である場合、②米国原産品であるものを部分として用いている場合（組込品）、③米国原産品であるものをその製造の手段、ツールとして用いる場合（直接製品）には、輸出の際に米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

米国の再輸出管理制度については、米国の各種法規の中でも、従来から、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の域外適用がなされる恐れがあるとされてきた。また、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、再規制を課す事は不要である。さらに、当該再輸出管理制度は、十分な透明性が確保されていない等、運用上の問題も多く、日本を含む外国の産業界にとって過重な負担となっている。

このため、日本政府としては、昨年の TPR・対米審査の場において、本制度の問題を指摘、また、日米規制緩和対話の場においては、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、例外なく米国際輸出管理の適用除外とすることを求めるとともに、適用除外とされるまでの間、外国輸出企業の負担を軽減する視点から、ソフトウェアと技術の組込比率の計算方法について、ガイドラインを作成し、公表する、また、そのガイドラインに該当するケースについて、外国輸出企業自らの計算によりデミニマスルールに該当とする判断される場合には、米当局の許可を不要とする、等の、再輸出管理の運用を改善するための措置を講ずることを求めている。